



## 『誇りをやわごし生かす』

7月24日(木)、今年度第1回目のヒューマンセミナーを開催し、53名の方に参加いただきました。

講師にはNPO法人自立生活センター・リアライズ会長兼理事長の三井孝夫さんをお招きし「障害者からみた障害とは？」と題してご講演いただきました。先天性の重度障害者である講師が自らの生い立ちから現在に至るまで、差別や偏見とどう向き合い、家族や仲間とのつながり、自分がこれまでどのような生きてきたのか、また、現代社会での障がい者を取り巻く状況、そしてこれからの社会のあり方について、会場を所狭しと電動車いすで動き回りながら、わかりやすく親しみのもてる言葉でお話しいただきました。

「もし駅に階段がなかったら？」との問いかけから、日本の障がい者、高齢者・子どもを含めた移動困難者が約3725万人で総人口の約30%であり、歩行困難者の移動困難な理由が本人の責任（障害等）によるもの（医学モデル）ではなく、階段や階段しかない施設や環境が障害（社会モデル）であり、合理的配慮や環境整備が求めら



三井孝夫さん

れること、そもそもバリア（障害）がなく誰もが当たり前に移動でき、誰もが普通に過ごせる社会（人権モデル）でなければならぬことなどを

をお話しいただきました。また近年、障害者の「害」の字をひらがなで表記される場合がありますが、「障がい」と表記するのは医学モデルでの考え方、「害」は社会に存在する障害であるという社会モデルの考え方から、ご自身としては「障害者」と漢字表記でとおしておられ、そして「誇りをもって障害を生きる」と言われたことがとても印象に残りました。

### 【参加者の声】

○とても分かりやすく話をしていたいただき「障害とは？」というテーマの内容がスツと入ってきました。

○障害者の立場からの考えを知ることができて、とてもよかったです。まだまだ私達自身の中に障害者に対して、特別な存在として上から目線で見ていることが多いと思いました。○障害は人（国）が作っているということが理解できました。障害者も健

常者も区別なし。色々な経験をされた中でたくましさを感じました。

○三井さんのパワーをいっぱいいただきました。ご自分の信念、人権をしっかりとお持ちになられた、素晴らしい力を知ることができて、うれしかったです。

○小学校に入学してから入院をするまでの3年間の同級生の行動が合理的配慮だったというのが印象になりました。別に気をつかわずあるがままに、特別扱いしないことが合理的配慮なのでは、と思いました。

○具体的な体験談を通して、「地域で生きる」ことの意味を理解することができました。また「人権モデル」は初めて知った概念で、勉強になりました。

○実体験にもとづいた、当時のご自身の思いも聞かせていただき、考えさせられました。良かれと思ったことが、本人にとって嫌だったことなど。共生社会をつくっていくにあたり、当事者の声が反映され、より良い社会となって欲しいと思います。



## 平和落語&市民のつどい

当協会も企画している世界人権宣言撰津連絡会義が主となり、撰津市が定める平和月間（7月・8月）に平和に関する取組みを行いました。まず8月2日（土）、撰津市立コミュニティプラザにおいて「平和落語」を開催、145名の方が参加されました。講師には笑福亭鶴笑さんと桂雀喜さんをお迎えし、「戦後80年受け継ぐ平和」をテーマに、落語をおして平和の尊さを伝えていただきました。

また、笑福亭鶴笑さんによる「国境なき芸能団」としてのイラクでの活動記録も映像で紹介され、飢えや貧困に苦しむ紛争地域の子どもたちに笑いを届ける姿に、深い感銘を受けた参加者が多くおられました。

続いて、8月23日（土）には、撰津市民文化ホールにおいて「平和を考える市民のつどい」を開催し、158名の方が参加されました。



平和落語



平和のつどい

講師には俳優の斉藤とも子さんをお迎えし、お父様の朝鮮半島での体験や被爆者との出会いなどをもとに、斉藤さんご自身が考える平和についてお話しいただきました。ご自身の体験を

おして語られた言葉は、参加者一人ひとりへ、そして次世代への問いかけでもあり、平和を願う強いメッセージが込められていました。戦後80年を迎えた今、改めて戦争の悲惨さや平和の尊さについて考える貴重な機会となりました。

### 会員寄稿



人権協会会員から寄せられた人権に関するそれぞれの思いや日々のささいな出来事、関心事を掲載するコーナーです。

今号では、第76号に続き五中校区推進員会委員長の吉岡安義さんからの寄稿をお届けします。

『日本国民の一人ひとりに保障されている生きるための主な人権について』人間の権利の略称であります「人権」という国民一人ひとりに保障された生きるための主な権利について述べたいと思います。

はじめに人権尊重の国際的な考え方をいうと「国家や企業は人々の幸せのために存在しているのであって、人々が国家や企業のために存在しているのではない」というのが大原則になっています。

ところで日本国憲法が国民個人の生きる権利を守るために存在していることなどは私達国民の多くはあまり認識していません。国民に負託された権限を政府等権力者が独裁的な

政治をしないよう、又、国家は人々の幸せのために存在していることを明らかにするためには憲法はつくられています。憲法は第一条から第三十三条まであり、国民の権利等は第十条から第四十条までの31条文に書かれています。その中の一部について書いてみたいと思います。

『憲法第十三条』には「個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重」が謳ったわれています。これらはオキヤアと人が生まれたときからすべての人に第十三条の権利が発生します。『憲法第十四条第一項』には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。これによって部落差別等も第十四条違反になりました。又、第十四条によって女性差別の禁止、女性の参政権、女性の学校教育の機会均等などが保障されるようになり女性の地位、権利が向上しました。

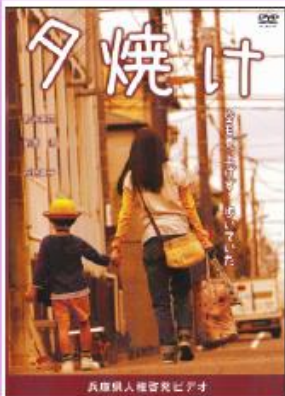


『憲法第十九条』「思想及び良心の自由」、これは個人の思想や正義を行う自由は国民一人ひとりに憲法で保障されているということです。例えば、私自身は人権協会五中校区の委員長という立場であっても個人として〇〇党のAさんの考え方が好きで応援することを他

# 人権ライブラリー



摂津市役所4階、人権女性政策課にてDVDを貸し出ししています



## 夕焼け

この作品では、お互いを気にかけて、人と人がつながっていくことが、ケアラーとその家族が抱える問題解決の糸口になる様子を描きます。ケアは他人事ではありません。誰もがケアする側にもケアされる側にもなります。年齢属性を問わず、ともに助け合える『だれもが人権尊重される社会』の実現をめざすことを目的とした、人権啓発ドラマです。(35分)



## 誰ひとり取り残さないための職場の人権シリーズ② 心をつなぐ、はじめの一步

職場におけるさまざまな人権課題を切り口に、人は価値観や背景など一人ひとり違うということを理解し、互いを認めて尊重する気持ちの大切さを、学んでいきます。職場の誰ひとり取り残さないために、さまざまな人権課題を自分事としてとらえ、誰しもが生き生きと働くためにはどういったコミュニケーションが必要なのか？(26分)

人に言っても許されるということではありません。『憲法第二十一条』では「集会、結社及び言論、出版の表現の自由を保障する。」ことが謳われています。これによって労働者の集会やデモもできるようになったのであります。『憲法第二十五条』には「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ことが謳われています。この第二十五条によって生活保護法という法律が作られ、すべての国民は生活保護を受ける権利を持っています。『憲法第二十六条』では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じ、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあります。この第二十六条により「教育基本

法」という法律ができ、無償で9年間義務教育を受けることができています。『憲法第二十七条』には「すべて国民は勤労の権利を有する。賃金、就業時間、休息、勤労条件に関する基準は法律でこれを定める。」とあります。第二十七条によって労働者を守るための「労働基準法」等ができています。『憲法第三十二条』では「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」とし、だれでも裁判所において裁判を受ける権利があることを、『憲法第三十三条』では「逮捕に対する保障」が規定され、何人も現行犯以外令状によらなければ不当逮捕されないことが保障されています。

最後に、憲法第十条から第四十条までの31条文の国民の権利等について『憲法第十二条』に「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」と記されています。この意味するところは「国民が継続して努力しなければ、国民の権利は与えられたり保持するこ

とはできませんよ。」とわざわざ書かないといけない程、国民の権利の獲得は簡単ではない、ということでもあります。「終」

## お知らせ

### ☆人権教育啓発作品展

日時 11月29日(土)～12月5日(金)  
午前10時～午後4時(最終日3時)  
場所 摂津市立コミュニケーションプラザ3階  
内容 小中学校・関係機関が人権をテーマに制作した作品の展示

### ※人権にまつわる川柳も募集中です

QRコードから応募できますので、どしどしご応募ください



### ☆人権を考える市民のつどい

日時 12月6日(土) 午後1時30分～  
場所 摂津市民文化ホール  
内容 『戦後80年受け継ぐ「平和」をつなぐ、想い』と題してシンガーソングライター佐々木祐滋さんを迎えての歌と講演 世界人権宣言摂津連絡会議が主催

### ☆第2回ニューマンセミナー

日時 2月26日(木) 午後2時～  
場所 摂津市立コミュニケーションプラザ3階  
講師 (有)たむらソーシャルネット代表 社会福祉士 田村満子さん  
内容 障害者の就労支援等について(仮題)

## 校区活動報告

人権協会では、地域での活動を効果的に進めていくため各中学校区に校区推進委員会を設置し、地域に密着した啓発活動を推進しています。

各校区での取組みおよび今後の予定をお知らせします。

### ◎一中校区

7月26日(土)に安威川公民館において、校区会員向けの学習会と今後の活動についての会議を開催しました。参加者は7名でした。

学習会では、日常生活の中に潜むさまざまな人権問題を取り上げたビデオ教材「日常の人権II」と性のあり方や多様性について考えるビデオ教材「LGBTQ+」を鑑賞。身の回りにある差別や偏見など知らないことも多くあり、改めて自分たちがどう考え、どうしていけば良いのかなど、感想や意見を出し合いました。また、今後の取組については、「人権」というと「難しい」などと一歩引いてしまう人もおられるので、落語やコンサートなど楽しみも取り入れながら地道に人権啓発の取組みを続けていくことが大事だということが確認されました。

### ◎二中校区

6月29日(日)に人権講演会として、パラリンピック競技である「ボッチャ」を体験する企画を実施しました。いつもは講師の話聞くことが中心ですが、今回は参加者に実際に体



を動かして体験してもらおうというスタイルで行いました。30名の参加で、内半数がボッチャは初体験でした。スポーツ推進の方でも取り上げている競技であります。が、切り口を変えてボッチャの持つ「共楽性」を強調し、障害者だけではなく、いつでもどこでも誰とでも楽しめることの重要性のお話をさせていただきました。ボッチャを知っていただく良い機会になりました。

### ◎五中校区

7月5日(土)、鳥飼東公民館にて「落語で楽しむ人権の集い」を開催しました。講師は昨年もお越しいただきました和芸 澄川流一門 家元の澄川白舟さんと高座ソングライターの 下新庄つよしさんをお招きし、前半は白舟師匠による「放送禁止歌と差別」と題した研修、後半は下新庄つよしさんの歌と白舟師匠の落語で、まじめな中にも笑いのあるひと時を共有しました。参加者は38名でした。



### ◎今後の校区活動

今年度もすべての校区において人権のつどいや人権作品展などが行われますので、ぜひお近くの人権啓発活動にご参加ください。

## 人権なんでも相談(電話・面接)

☎ 06 - 6383 - 1011

◆日時 毎週月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

午前10時～午後4時

◆場所 摂津市役所4階 人権女性政策課

摂津市人権協会では、あなたの相談を丁寧にお聞きし一緒に考えさせていただきます。あなた自身もしくは周りの人が困っていることがありましたら、気軽に相談ください。

## 摂津市人権協会 一入会案内

摂津市人権協会は、人間尊重のまちづくりをめざし、摂津市とともに地域に根ざした活動をしている団体です。各中学校区の皆さんが、自由な発想のもとに人権意識を高めるための講演会・研修会等を開催し活動しています。地域での人権の輪を広げる活動と一緒に参加してみませんか。ご入会を希望される方は、摂津市人権協会事務局までご連絡をお願いします。

※入会金不要

摂津市人権協会事務局

(摂津市役所 人権女性政策課内)

☎ 06 - 6383 - 1324